

岩手大学研究支援・産学連携センター研究基盤管理・機器分析ユニット要項

令和2年12月15日 制定
令和5年5月23日 最終改定

(趣旨)

第1条 この要項は、岩手大学研究支援・産学連携センター規則第14条の規定に基づき、岩手大学研究支援・産学連携センター研究基盤管理・機器分析ユニット（以下「ユニット」という。）に関し、必要な事項を定める。

(業務)

第2条 ユニットは、次に掲げる業務を行う。

- 一 動物実験管理、遺伝子組換え生物等実験管理及び病原体等管理等の研究基盤管理に関すること。
- 二 分析機器の活用による研究支援及び分析機器の外部利用に関すること。
- 三 その他ユニットに関すること。

(組織)

第3条 ユニットは、次に掲げる者をもって組織する。

- 一 専任教員
 - 二 動物実験委員会委員長
 - 三 遺伝子組換え生物等安全委員会委員長
 - 四 バイオセーフティ委員会委員長
 - 五 低温室室長
 - 六 分析構造解析室主任者
 - 七 電子顕微鏡室主任者
 - 八 機能計測室主任者
 - 九 生物・食品解析室主任者
 - 十 その他研究基盤・産学連携センター長が必要と認めた者
- 2 センター長は、第2条に掲げる業務を円滑に行うため、前項のうち一部の構成員からなる組織を置くことができる。

(雑則)

第4条 この要項に定めるもののほか、ユニットに関し必要な事項は、別に定める。

附 則
この要項は、令和2年12月15日から施行し、令和2年10月1日から適用する。

附 則
この要項は、令和5年5月23日から施行する。